

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2200

【 表 題 】

太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

人事院は、国家公務員の給与について本年8月7日に勧告（俸給月額の上上げ、勤勉手当の上上げ、住宅手当の改正等）を行いました。

地方公務員の給与改定は、国家公務員に準じて行われており、その原則を踏まえて、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 給与改定関係

(1) 給料表（給料月額）の改定（公布の日より施行、平成31年4月1日適用）

区分	行政職	消防職
改定率	0.09%	0.12%
平均引上額	338円	367円
引上対象の号給	1級79号給まで、2級47号給まで、3級31号給まで、4級15号給まで、5級7号給まで	1級75号給まで、2級67号給まで、3級55号給まで、4級39号給まで、5級15号給まで、6級7号給まで

(2) 令和元年12月期の勤勉手当支給率の改定

(公布の日より施行、令和元年12月1日適用)

区分	現行	改正後	増 減
6月期 (課長職以上の職員)	0.925 (1.125)	0.925 (1.125)	—
12月期 (課長職以上の職員)	0.925 (1.125)	0.975 (1.175)	0.05
勤勉手当合計	1.850 (2.250)	1.900 (2.300)	0.05

※期末勤勉手当の年間支給率は、4.45月から4.5月に引上げ。

(3) 令和2年度の勤勉手当支給率の改定（令和2年4月1日適用）

区分	改正前	改正後	増減
6月期 (課長職以上の職員)	0.925 (1.125)	0.950 (1.150)	0.025
12月期 (課長職以上の職員)	0.975 (1.175)	0.950 (1.150)	△0.025
勤勉手当合計	1.900 (2.300)	1.900 (2.300)	—

※期末勤勉手当の年間支給率は、4.5月。

(4) 住宅手当の改定（令和2年4月1日適用）

支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）

手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

2 給与改定関係以外

次の条文における文言の整理を行います。

第1条、第3条、第5条の2、第15条、第26条

3 その他

12月定例会に議案提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
 ○公開 【 1.可 】
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2200

【 表 題 】

市長等の給与に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

人事院の給与勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としております。内閣総理大臣等の給与は「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によることとされています。

つきましては、市長等の給与については国の例に準じていることから、人事院の給与勧告への対応を図るため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】 期末手当支給率の改正

1 令和元年度（公布の日より施行、令和元年12月1日適用）

区 分	現 行	改正後	増 減
6月期	2. 2 2 5	2. 2 2 5	—
12月期	2. 2 2 5	2. 2 7 5	0. 0 5 0
合 計	4. 4 5 0	4. 5 0 0	0. 0 5 0

2 令和2年度（令和2年4月1日施行）

区 分	改正前	改正後	増 減
6月期	2. 2 2 5	2. 2 5 0	0. 0 2 5
12月期	2. 2 7 5	2. 2 5 0	△0. 0 2 5
合 計	4. 5 0 0	4. 5 0 0	—

3 その他

12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
 ○公開 【 1.可 】
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2200

【 表 題 】

太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

人事院の給与勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としております。国会議員の歳費は「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」の規定により支給され、期末手当については同法の規定で内閣総理大臣等の給与を規定する「特別職の職員の給与に関する法律」の例により「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によることとされています。

つきましては、太田市議会の議員の議員報酬等については国の例に準じていることから、人事院の給与勧告への対応を図るため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】 期末手当支給率の改正

1 令和元年度（公布の日より施行、令和元年12月1日適用）

区 分	現 行	改正後	増 減
6月期	2. 2 2 5	2. 2 2 5	—
12月期	2. 2 2 5	2. 2 7 5	0. 0 5 0
合 計	4. 4 5 0	4. 5 0 0	0. 0 5 0

2 令和2年度（令和2年4月1日施行）

区 分	改正前	改正後	増 減
6月期	2. 2 2 5	2. 2 5 0	0. 0 2 5
12月期	2. 2 7 5	2. 2 5 0	△0. 0 2 5
合 計	4. 5 0 0	4. 5 0 0	—

3 その他

12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2233 47-1961ダイヤル